

令和7年度 第1回大和市スポーツ推進審議会 会議録

会議名		令和7年度 第1回大和市スポーツ推進審議会
開催日時		令和7年6月30日（月）午後3時30分～午後4時50分
開催場所		大和スポーツセンター体育会館2階 会議室
出席状況	委員	9人（荻窪会長、古市副会長、姉崎委員、成田委員、西澤委員、伊藤委員、林委員、鴨下委員、粕山委員）欠席：壺井委員
	事務局（担当課）等	事務局5人（スポーツ×ライフ課長、他担当4名）
	傍聴人	0人
担当課		健幸・スポーツ部 スポーツ×ライフ課 スポーツのまち推進係 内線（5763）
公開・非公開の状況		☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開

1. 会議次第

（1）議題

①スポーツ施設設置条例の一部改正について

2. 審議又は検討経過及び結果 主な内容は次のとおり

【議題に先立ち、新たに委員に委嘱された方も含め、全員から自己紹介】

（令和7年度より、壺井委員・西澤委員が委嘱：任期は令和7年12月31日まで）

【議題①スポーツ施設設置条例の一部改正について、事務局より説明 [資料1]・[資料2]・[資料3]】

●委員

現在の駐車可能台数は。

○事務局

248台である。

●委員

「市が主催又は共催する事業」とあるが、中学校体育連盟が実施する大会は有料となるのかどうか。大会は大和市教育委員会が基本的に共催となる。また大会時には保護者が駐車すること多いが、役員となる教員と保護者と差があつてよいと考えるが。

○事務局

駐車場有料化の大きな目的は、受益者負担と、維持管理に係る財政負担の軽減、及び持続可能な財政運営を維持するための自主財源の確保である。

質問の中学校体育連盟主催事業で市教育委員会が共催の場合については、今後規則を定めて検討していく上で、減免の対象であるか、どの規定が適用されるか整理が必要であり、指定管理者とも協議をしながら進めていきたい。

●委員

規則改正にある「減免をする場合」について、広義の意味で解釈すれば、大和スポーツセンター駐車場や陸上競技場の管理責任は市にあって、それらを賃貸事業で実施していることになることから、駐車場を含めた施設の貸し出しは全て「市の事業」となり、減免の取り扱いになりかねないのではないかと。これを市民に適正利用をさせるために限定的な明記をするべきではないか。大和市民まつりの公園駐車場を参考にしてはどうか。パブリックコメント実施する前に表現を変更するか、対象を明記してはいかがか。

次頁に続く。

○事務局

条例において、施設の利用承認をはじめ、利用料金の設定や収受、施設の維持管理等は指定管理者が行うものとなっている。そして、施設利用者は相応の利用料金を支払うことが前提となる。そのため、利用料金の収受をすることを前提にしつつ、決められた範囲でのみ減免をしていくものである。条例の施行規則では駐車場のみならず、施設利用に関して減免の対象として8項目が規定されており、そのうち2項目が駐車場の減免対象とする。

●委員

市民が利用する観点からは不明瞭であると感じている。

○事務局

規則改正の「市が主催する」内容の条文については、都市公園条例も含め、シリウスも表記は同一であり、委員指摘の賃貸事業が市の事業という解釈ではない。減免規定では、利用主体に対して減免適用できるかどうかを意味している。

●委員

二点ある。減免の対象となる事業の判断に対する裁量はどのように実施するか。二点目は駐車場のゲートの設置をどのあたりに配置するか。

○事務局

減免の対象として、明言できるものとして、例えば当審議会のように市が事業として、委員を招聘しているものについては全額減免の対象となる。一方で、各種目協会等が実施する大会や会議等については、指定管理者との協議になる。様々な利用形態がある中で、利用料金を減免しすぎることとなると、本来の目的である財源確保の観点が破綻してしまうため、減免対象を最小の範囲から開始していきたい。

また、現在駐車場が無料で運営していることから、大枠としての利用台数の見立てはあるものの、実際にゲートを設置した上で、何台利用して、収入がどのようになるか、想定はあるが不確定なため、実績を根拠として、今後、減免の対象を検討していくことも考えたい。

二つめ駐車場ゲートの設置場所については、ゲートの土台を設けた上でも車幅が充分確保できる競技場入口付近を想定している。

●委員

駐車場の手法について、ゲート方式なのか、カメラ認証(顔・ナンバープレート)等、どのように実施するのか。また、管理者は誰になるのか。高めの料金設定にしてはどうか。無料となると近隣の不要な利用者が多数停めていることがある。一方で有料にすることで、権利意識が生まれ、大きな大会前から停めてしまい運営に影響が出る。

また24時間開放か。本来の利用目的とは違う利用者が出てきた場合、誰が管理するのか。

こうした内容は、パブリックコメントの中で示されるのか。

パブリックコメントを示したということは、その内容で変更なく決定ということか。

○事務局

現状、駐車場の機器メーカーと検討を行っているが、ゲート方式を考えている。委員の指摘にあるように、カメラ方式も検討したが、利用料の徴収ができずに通過される恐れがあり、債権回収のためのコストと時間がかかることが判明している。利便性は低いかもしれないが、事前精算機などを設置するといった提案をいただいている。

管理等は、市がゲートを設置する手法と、ゲートをリースする2つの手法があり、業者が実施する設置や安全管理を含め、リース契約に盛り込むことで、通常の施設管理の一環として指定管理者が駐車場管理を行っていくリースの手法にメリットがあると感じている。

パブリックコメントでは、条例の改正についての説明と募集期間と提出方法を市のホームページ等に掲載している。

次頁に続く。

○事務局

市の考えは提示した資料のとおりであるが、7月はひと月かけて、当審議会と市民からの意見を聴取し、8月は当審議会からの答申とパブリックコメントで得た意見を踏まえ、議会上程にあたりどのような内容にするのかを検討していく。

●委員

これからは、収益を確保したいということだと思うが、利用料金の設定を上げてみてはどうか。管理運営を考慮すると採算性がこの設定では取れないのではないかと。また細かい運用はどうするのか。利用者の価値観が様々であるが、どの範囲で減免される駐車券を渡すのか。

●委員

ベテルギウスを他の会議で利用することがあるが、所管団体が駐車場業の事業者より、減免される駐車券を購入し、各裁量の中で駐車券を配布していると聞いている。

○事務局

方式については、駐車券の運用を以って実施したい。減免の運用面を考慮すると、カードレスやカメラ方式は難しいと考えている。駐車場の管理は、指定管理者が実施するが駐車場機器の設置関連会社に委託することになる。ゲート管理や24時間のコールセンターの配備など、指定管理料に含め、指定管理者が契約を行い、夜間の苦情や警備関係も対応できる契約をしてもらう方向で考えている。

採算については、いくつか仮説を立て試算している。大和スポーツセンターは、施設利用者が年間約36万人おり、その内の1割の利用者が駐車場を利用し、かつ2時間利用した場合400円かかるので、年間1,440万円の利用料と見込み、そこから年間の管理費用の500～600万円を差し引く試算をしており、赤字にならないと考える。

減免については、大和スポーツセンターの利用に関する歴史的背景を踏まえ、関連団体が利用する形態が様々な中で、「指定管理者が特に必要があると認めたとき」としては、例えば、各協会の方が市の求めに応じて市の会議に利用される場合については、2分の1減免とすることや、役員が多数である大会の場合など人数を絞って駐車券を配布することなど、指定管理者と施設の利便性を考慮して収益に影響が出ない範囲で検討していきたい。

●委員

指定管理者に一任するということか。指定管理者が契約して、採算が取れると見込んだ条例ということか。

○事務局

指定管理者の採算という意味では、駐車場の管理費も指定管理料に盛り込むことになる。利用料収入は仮定だが、実績精算を考えており、指定管理者としての採算は当面影響がないと考える。

●委員

運用方法について、これから検討されることになるが、具体的なルールを決めてもらいたい。

●委員

安全確保の観点から、従来の駐車場については導線が画一であったため安全確保ができていたが、駐車場が拡張したことに伴い、利用者の様子を見ているが、速度超過している車両やピロティの支柱から子供が飛び出してこないか、また看板が小さく、非常に危険と感ずるため、工夫してもらいたい。

次頁に続く。

●委員

横断歩道が新設されたが、一時停止表示もされていないし歩行者優先もない。

運営役員ほど利用料を支払ってみては、どうか。例えば、プロスポーツを招致する場合など、朝早くから停める役員は無料であり、観覧する人が駐車できないのが現状である。有料化は有用であると感じる。近隣よりも設定金額が安価である。無料であると本来の目的から外れた駐車場の利用がされるため、有料であることに對し、しっかり整理をしてもらいたい。「指定管理者が特に必要があると認めたとき」は不要と考える。

○事務局

防犯面、安全面は、機器メーカーの知見を踏まえ、現状の課題箇所など、どのようにすべきなのか、あるいは、夜間9時以降の安全管理や、防犯カメラの設置箇所など、機器メーカーと打ち合わせを重ねて、より配慮された駐車場の仕組みを目指した検討を行っていききたい。

●委員

委託業者と調整して決めるのか、市が決定した内容を委託業者と契約するのか。

○事務局

リース手法を選択した場合は、指定管理者が契約を締結することとなるが、現在は市の直接工事の手法を含め、駐車場の運営方法について検討段階である。

●委員

今は、駐車場運営についての手法は様々である。指定管理者が駐車場管理業者との契約において、採算が取れず委託契約を締結してもらえなかったら、どうするのか。条例を改正するのだから、市が主導して実施してほしい。

●委員

議題では諮問であるが、答申に審議会の意見を付するというだけでよいのか。

○事務局

今回、条例改正の素案を示し諮問しているところであり、まずは素案の是非を図り、これまでの議論で出た安全面や運用面についての意見についてまとめていきたい。

●委員

今後、審議会の予定はあるか。

○事務局

頂戴した意見を次回の審議会前にて答申案として示す予定である。そのため、本日は素案に賛成であるか、確定していただきたい。

●委員

東扇島であった不法放置バスの事例をもとに、近隣住民に迷惑がかからないよう条項に記載できるのであれば、検討してほしい。

○事務局

総務課へ確認を行い、条文へ記載出来る内容か、手続きとして警察等と調整していくものであるか、確認する。

次頁に続く。

●委員

審議事項である条例の一部改正案を、審議会として賛成できるか。

●委員

賛成(反対なし)

●委員

では、事務局で答申に記載すべき意見のとりまとめを願う。

○事務局

答申案として、当審議会の意見を付記する内容の確認をさせていただく。

一つめ、「安全の確保について、危険の無いように利用者の安全に配慮しながら適正な施設の運営を行うよう努めてほしい。」

二つめ、「運用方法については、混乱のないよう、今後もよく検討を重ねてほしい。」、概ね以上2点と考えるが、どうか。

●委員

それで良いと考える。現時点で明確な線引きは後々混乱の原因になる恐れがある。

○事務局

記載は以上でよいか。

●委員

24時間開放についての記載はどうか。

○事務局

条例内容に関わるので、安全管理の中で対応していきたいと考える。24時間については財源確保が柱にあることに加え、朝早くからのイベントや選挙等、既存イベントが開館時間を超えて使用している回数も多く、管理費用を見越した場合、それほど差が生じていない。そうしたことから安全管理の面で対応したい。例えばスタンド側の駐車場は、夜間は使用せず、比較的明かりのある体育会館側のみ開放するなど、指定管理者と協議できる範囲と捉えているため、安全管理の面として考えたい。

●委員

他の意見はないか。

○事務局

今後の流れとして、次回の審議会の前に、資料として事前に答申案を送付するので、第2回目の審議会にて答申を確定していただきたい。

●委員

次回日程、7月30日でよろしいか。(7月30日希望多数。)

○事務局

次回の審議会は、7月30日(水)15時00分からでよろしいか。

●委員

賛成多数。

◎審議終了

以上